

## 県央基幹病院開設に向けた地域医療構想調整会議における協議について

### 1 開設許可手続に係る地域医療構想調整会議での取扱について

- 第7次地域保健医療計画より県央医療圏が病床過剰地域となり、県央基幹病院の開設には「公的医療機関等を含めた再編統合による特例」（医療法第30条の4第8項）の適用を受けなければならない。

（公的医療機関等を含めた再編統合による特例について）

複数の公的医療機関等を含め、医療機関の再編統合を行うにあつては、再編統合後の複数の医療機関の病床の数の合計数が再編統合の対象となる複数の公的医療機関等を含めた医療機関の病床の数の合計数に比べて減っている場合、病床過剰地域であっても一部の医療機関での増床を認めるもの（厚生労働大臣協議）

### 2 スケジュール（予定）

| 年 度    | 必要な手続等   | 備考     |        |
|--------|--|--------|--------|
| 平成30年度 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>地域医療構想調整会議における協議</u></li> <li>・ 県医療審議会への報告</li> </ul>                                    | 建築実施設計 | 土地造成工事 |
| 平成31年度 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 厚労省再編特例事前協議</li> <li>・ 県医療審議会への諮問</li> <li>・ 厚労省再編特例申請・承認</li> <li>・ 医療法病院開設許可申請</li> </ul> |        |        |
| 平成32年度 |  | 建築工事   |        |
| 平成33年度 |  |        |        |
| 平成34年度 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療法使用許可申請</li> </ul>  |        |        |
| 平成35年度 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開院（早期）</li> </ul>   |        |        |

### 3 協議事項

- 県央基幹病院の役割・機能や病床機能区分ごとの病床数
- 県央医療圏の再編の姿（既存病院との役割分担・連携、再編対象病院）